

午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第7号 岩沼市集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第3 議案第9号 岩沼市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第10号 岩沼市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例及び岩沼市中心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第11号 岩沼市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第13号 岩沼市指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介後予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第14号 岩沼市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第8 議案第15号 岩沼市障害者地域就労支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第9 議案第16号 岩沼市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第10 議案第17号 岩沼市環境美化の促進に関する条例の一部を改正する条例について

日程第11 議案第18号 岩沼市企業立地促進条例の一部を改正する条例について

日程第12 議案第19号 岩沼市特別工業地区建築条例の一部を改正する条例について

日程第13 議案第20号 岩沼市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第14 議案第21号 岩沼市手数料条例の一部を改正する条例について

日程第15 議案第23号 平成29年度岩沼市一般会計補正予算(第6号)について

議案第24号 平成29年度岩沼市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について

議案第25号 平成29年度岩沼市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について

議案第26号 平成29年度岩沼市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について

議案第27号 平成29年度岩沼市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について

議案第28号 平成29年度岩沼市矢野目西地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)について

議案第29号 平成29年度岩沼市水道事業会計補正予算(第3号)について

日程第16 議案第3号 財産の交換、譲渡等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第4号 岩沼市道路占用料条例の一部を改正する条例について

議案第5号 岩沼市都市公園条例の一部を改正する条例について

議案第6号 岩沼市公共物管理条例の一部を改正する条例について

議案第8号 岩沼市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第12号 岩沼市介護福祉条例の一部を改正する条例について

議案第30号 平成30年度岩沼市一般会計予算について

議案第31号 平成30年度岩沼市国民健康保険事業特別会計予算について

議案第32号 平成30年度岩沼市後期高齢者医療特別会計予算について

議案第33号 平成30年度岩沼市介護保険事業特別会計予算について

議案第34号 平成30年度岩沼市公共下水道事業特別会計予算について

議案第35号 平成30年度岩沼市農業集落排水事業特別会計予算について

議案第36号 平成30年度岩沼市矢野目西地区土地区画整理事業特別会計予算について

議案第37号 平成30年度岩沼市特定公共下水道事業会計予算について

議案第38号 平成30年度岩沼市水道事業会計予算について

[午前11時57分散会](#)

平成30年第2回岩沼市議会定例会会議録

4日目 平成30年3月7日(水曜日)

出席議員(18名)

1番	佐藤剛太	10番	渡辺ふさ子
2番	菊地忍	11番	佐藤一郎
3番	高橋光孝	12番	国井宗和
4番	植田美枝子	13番	布田一民
5番	佐藤淳一	14番	長田忠広
6番	大友健	15番	飯塚悦男
7番	布田恵美	16番	沼田健一
8番	酒井信幸	17番	櫻井隆
9番	須藤功	18番	森繁男

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

市長	菊地啓夫	生活環境課長	桂島和浩
副市長	鈴木隆夫	復興・都市整備課長	菅原伸浩
総務部長	大友彰	下水道課長	大久保智志
健康福祉部長	高橋広昭	水道事業所長	森康雄
市民経済部長	菅井秀一	消防本部消防長	菅原敬
建設部長	高橋伸明	教育委員会教育長	百井崇
総務課長	石垣茂	教育次長兼教育総務課長事務取扱	高橋弘昭
政策企画課長	遠藤大輔	生涯学習課長兼スポーツ振興課長	沼田輝明
介護福祉課長	今田昌美	監査委員	鎌田壽信
社会福祉課長	大元利之	事務局長	横尾芳郎
子ども福祉課長	石垣千佳子	選挙管理委員会事務局長	安住典雄
商工観光課長	新妻敏幸	農業委員会事務局長	亀田明彦

議会事務局職員出席者

参事兼事務局長	高橋進	議事係長	佐藤俊輔
局長補佐	近藤祐高		

議事日程

平成30年3月7日（水曜日）午前10時開議

1. 開 議 宣 告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第7号 岩沼市集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
質疑・討論・表決
- 日程第3 議案第9号 岩沼市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
質疑・討論・表決
- 日程第4 議案第10号 岩沼市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例及び岩沼市中心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
質疑・討論・表決
- 日程第5 議案第11号 岩沼市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
質疑・討論・表決
- 日程第6 議案第13号 岩沼市指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
質疑・討論・表決
- 日程第7 議案第14号 岩沼市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
質疑・討論・表決
- 日程第8 議案第15号 岩沼市障害者地域就労支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
質疑・討論・表決
- 日程第9 議案第16号 岩沼市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
質疑・討論・表決
- 日程第10 議案第17号 岩沼市環境美化の促進に関する条例の一部を改正する条例について
質疑・討論・表決
- 日程第11 議案第18号 岩沼市企業立地促進条例の一部を改正する条例について
質疑・討論・表決
- 日程第12 議案第19号 岩沼市特別工業地区建築条例の一部を改正する条例について
質疑・討論・表決
- 日程第13 議案第20号 岩沼市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
質疑・討論・表決
- 日程第14 議案第21号 岩沼市手数料条例の一部を改正する条例について
質疑・討論・表決
- 日程第15 議案第23号 平成29年度岩沼市一般会計補正予算（第6号）について
議案第24号 平成29年度岩沼市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
議案第25号 平成29年度岩沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
議案第26号 平成29年度岩沼市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について
議案第27号 平成29年度岩沼市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
議案第28号 平成29年度岩沼市矢野目西地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について
議案第29号 平成29年度岩沼市水道事業会計補正予算（第3号）について

補足説明・一括質疑・討論・表決

- 日程第16 議案第3号 財産の交換、譲渡等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第4号 岩沼市道路占用料条例の一部を改正する条例について
議案第5号 岩沼市都市公園条例の一部を改正する条例について
議案第6号 岩沼市公共物管理条例の一部を改正する条例について
議案第8号 岩沼市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議案第12号 岩沼市介護福祉条例の一部を改正する条例について
議案第30号 平成30年度岩沼市一般会計予算について
議案第31号 平成30年度岩沼市国民健康保険事業特別会計予算について
議案第32号 平成30年度岩沼市後期高齢者医療特別会計予算について
議案第33号 平成30年度岩沼市介護保険事業特別会計予算について
議案第34号 平成30年度岩沼市公共下水道事業特別会計予算について
議案第35号 平成30年度岩沼市農業集落排水事業特別会計予算について
議案第36号 平成30年度岩沼市矢野目西地区土地区画整理事業特別会計予算について
議案第37号 平成30年度岩沼市特定公共下水道事業会計予算について
議案第38号 平成30年度岩沼市水道事業会計予算について

補足説明・総括質疑

条例及び予算審査特別委員会設置 ー 付託

2. 閉 議 宣 告

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第16まで

午前10時開議

○議長（森繁男）御起立願います。おはようございます。御着席願います。

ただいまの出席議員は18名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（森繁男）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、12番国井宗和議員、13番布田一民議員を指名いたします。

日程第2 議案第7号 岩沼市集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（森繁男）日程第2、議案第7号を議題といたします。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第7号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、議案第7号については、委員会付託を省略することに決しました。

これより議案第7号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第7号岩沼市集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第3 議案第9号 岩沼市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（森繁男）日程第3、議案第9号を議題といたします。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第9号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、議案第9号については、委員会付託を省略することに決しました。

これより議案第9号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第9号岩沼市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第4 議案第10号 岩沼市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例及び岩沼市中心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（森繁男）日程第4、議案第10号を議題といたします。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第10号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、議案第10号については、委員会付託を省略することに決しました。

これより議案第10号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第10号岩沼市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例及び岩沼市中心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第5 議案第11号 岩沼市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（森繁男）日程第5、議案第11号を議題といたします。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第11号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、議案第11号については、委員会付託を省略することに決しました。

これより議案第11号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第11号岩沼市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第6 議案第13号 岩沼市指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（森繁男）日程第6、議案第13号を議題といたします。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第13号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、議案第13号については、委員会付託を省略することに決しました。

これより議案第13号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第13号岩沼市指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第7 議案第14号 岩沼市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（森繁男）日程第7、議案第14号を議題といたします。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第14号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、議案第14号については、委員会付託を省略することに決しました。

これより議案第14号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第14号岩沼市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第8 議案第15号 岩沼市障害者地域就労支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（森繁男）日程第8、議案第15号を議題といたします。

これより質疑を行います。13番布田一民議員。

○13番（布田一民）この条例の中に分館の部分、岩沼市里の杜一丁目2番47号というのは、今回、市長のほうから施政方針でありました「ひまわりのたね」というふう理解してよろしいんでしょうか。

○議長（森繁男）執行部の答弁を求めます。高橋広昭健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋広昭）そのとおりでございます。

○議長（森繁男）布田一民議員。

○13番（布田一民）ひまわりホームサテライトについては、施設の愛称を先ほど言いました「ひまわりのたね」としたことについては、すばらしいネーミングだなというふうに思っております。市長の施政方針の中で、「指定管理者の運営を支援してまいります」とありましたわけですが、指定管理者は今後当然議会の議決が必要でありますので、その後についてはどのように考えているのか。つまり、今回分館であって、指定管理者の部分については、またひまわりホームとまた別な指定管理者になるものと私は理解をしております。そういった中で、議会の議決が必要でありますから、その点についてお伺いしておきたい。

○健康福祉部長（高橋広昭）新たにできます「ひまわりのたね」につきましては、ひまわりホームの附属施設というように考え方でおりまして、現ひまわりホームの指定管理者にそのまま指定管理をお願いするというような形で考えております。

○議長（森繁男）布田一民議員。

○13番（布田一民）それならばですよ、分館ばんばんばんばんふやして、例えば亀塚第一にも同じようなひまわりの分館をつくった場合、全部指定管理者は同じになるんですか。そんなことはないですよ。場所が別なんですから。ひまわりホームは里の杜三丁目5番22号にあって、そしてまた分館が改めてつくって、それを同じ指定管理にするのであれば、例えば西地区、中央地区に同じようなひまわりホームの分館をつくった場合は、全てその指定管理者に任せるんですか。違いますよ。場所が違って、中の運営が違えば、私は別な指定管理者にすべきではないのかなというふうに思うのですが、市長いかがですか。

○議長（森繁男）市長の答弁を求めます。菊地啓夫市長。

○市長（菊地啓夫）はい、ひまわりホーム自体については、おっしゃるとおり5番22号ですが、事業の一環として附属施設いわゆる店舗になるわけですが、そちらの店について別枠で新たな店を開業するという考え方でございましたので、ここは分館としてひまわりホームの位置づけの中に盛り込みました。

あと、ほかの大規模な指定管理者となれば、募集なり新たな指定管理者に向けての足を踏ませてくださいけれども、この件に関しては店舗だけを切り離してやるわけにもいかないんで一緒だという考え方で進めさせ

ていただきました。

○議長（森繁男）ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第15号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、議案第15号については、委員会付託を省略することに決しました。

これより議案第15号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第15号岩沼市障害者地域就労支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第9 議案第16号 岩沼市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（森繁男）日程第9、議案第16号を議題といたします。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第16号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、議案第16号については、委員会付託を省略することに決しました。

これより議案第16号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第16号岩沼市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第10 議案第17号 岩沼市環境美化の促進に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（森繁男）日程第10、議案第17号を議題といたします。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第17号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、議案第17号については、委員会付託を省略することに決しました。

これより議案第17号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第17号岩沼市環境美化の促進に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第11 議案第18号 岩沼市企業立地促進条例の一部を改正する条例について

○議長（森繁男）日程第11、議案第18号を議題といたします。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第18号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、議案第18号については、委員会付託を省略することに決しました。

これより議案第18号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第18号岩沼市企業立地促進条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第12 議案第19号 岩沼市特別工業地区建築条例の一部を改正する条例について

○議長（森繁男）日程第12、議案第19号を議題といたします。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第19号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、議案第19号については、委員会付託を省略することに決しました。

これより議案第19号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第19号岩沼市特別工業地区建築条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第13 議案第20号 岩沼市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（森繁男）日程第13、議案第20号を議題といたします。

これより質疑を行います。16番沼田健一議員。

○16番（沼田健一）あの東日本大震災のときも大分消防団は頑張って活動していただきまして、非常に助かった市民は多々あると思います。その中で、第2条定数の問題ですけれども、この辺ちょっと具体的に説明してもらって、なぜこんなに少なくなったのかというようなこともお願いしたいと思います。

○議長（森繁男）執行部の答弁を求めます。菅原敬消防長。

○消防長（菅原敬）はい、お答えします。

玉浦分団の部の再編成を行いまして、玉浦分団12部ありましたが、これを8部に編成をしまして、部長の数を24から20に、団員数については同じなんですけれども、機能別団員を入れまして、サラリーマン化している団員のほかの部分で、平日日中いる消防団のOBの方々に活躍してもらいまして、地域の安全・安心に活躍してもらいたいと思っております。以上です。

○議長（森繁男）沼田健一議員。

○16番（沼田健一）東部地区6地区被災して町内会がなくなり、また玉浦西にふえたというような中での改編だと思いますけれども、やはりあの震災を見ますと消防団は頑張った。今後、水害なり地震なり大規模災害においては、どうしても消防団の必要性に迫られるというようなことがありますので、こういう中であって定数削減において、今後いろいろな活動の面において心配されるような点はないのか伺います。

○議長（森繁男）菅原消防長。

○消防長（菅原敬）はい、お答えします。

定数削減はしません。定数は消防団350でいきまして、そんなところで機能別の部分を入れると。機能別については、消防団を一回やめた方々を消防団の後方支援として、70歳まで後方支援をしていただこうと。先ほど言いました日中の平日ですね、サラリーマン化している消防団員の方々がいなくなりますので、その部分で補完してもらいたいということでの条例改正です。以上です。

○議長（森繁男）沼田健一議員。

○16番（沼田健一）しからば、定数350というような中で、現在それでは定数にどれぐらい足りないのか、満杯になっているのかどうかというも含めて、今後対応していかなければならないのかなと思いますので、その点はどう整合性をとっていくのか。

○議長（森繁男）菅原消防長。

○消防長（菅原敬）現在、消防団員の団員数については294名おりまして、うち女性消防団員が3名現在のところおります。その中で、先ほど議員おっしゃるとおり、6地区、この5つの部がなくなったというか玉浦西のほうに集約されておりました、その部分の人数が減っているというところもありますので、その部分を補完するための機能別を今後しっかり募集していきながら進めていきたいと。

あと、あわせてですね、現在ラップ隊の隊員も減少していると。ラップを吹く方々が少なくなっておりますので、OBのラップ隊員の方々にも手伝ってもらいまして、今後の消防団の活動に生かしていければと思っております。以上です。

○議長（森繁男）ほかに質疑はありませんか。10番渡辺ふさ子議員。

○10番（渡辺ふさ子）機能別団員について、ここに年齢70歳と書いてあり、そしてただいまの説明で70歳まで応募してもいいという答弁がありました。70歳の方まで応募してもらうということは、その後何歳までこの機能別団員というのはお仕事をさせていただくのか、どのように考えているのか、もう少し詳しく御説明をお願いいたします。

○議長（森繁男）菅原消防長。

○消防長（菅原敬）70歳まで応募でなくて、70歳まで活躍をしてもらうということで、基本団員が60歳で定年にな

ります。第一線で働いてもらう方が60歳で定年になりますので、その後、地域のためにまだまだ活躍しますというようなOBの方々を60歳から65歳の間に入ってもらいまして、自分の動ける70歳ぐらいまで活躍していただきたいと思つての条例改正です。以上です。（「了解しました」の声あり）

○議長（森繁男）ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第20号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よつて、議案第20号については、委員会付託を省略することに決しました。

これより議案第20号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第20号岩沼市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よつて、本案は原案のとおり可決されました。



日程第14 議案第21号 岩沼市手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（森繁男）日程第14、議案第21号を議題といたします。

これより質疑を行います。9番須藤功議員。

○9番（須藤功）これ手数料条例であるんですけども、一部を改正するんですが、ほとんど値上げしているんですけども、一部というのは全てではなく一部なのか、何が値上げなのか、何が値上げではないのか、その辺を聞きたい。

○議長（森繁男）菅原消防長。

○消防長（菅原敬）はい、お答えします。

この手数料条例の一部改正については、消防の部分の手数料条例の改正で、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の手数料標準額が地方分権の計画に基づいて3年に一遍見直しをかけるということで、この部分については、今回変更する部分については、準特定タンクや特定タンクの危険物、大きなタンクですね、それを地元の消防だけでは検査ができないということで、KHK危険物保安技術協会、こちらのほうにお願いするというこつでの改正になります。以上です。

○議長（森繁男）よろしいですか。須藤功議員。

○9番（須藤功）ということは、消防だけの手数料で、ほかは全部何も変わらないということの確認なんですけれども、あとまたタンクということなんですけれども、これ大きなタンクだけなの。消防の場合はいろいろなこつで手数料あると思うんですけども、それ以外のものって何かあるのかどうか。

○議長（森繁男）菅原消防長。

○消防長（菅原敬）今回変更する部分については、危険物のタンク500キロリットル以上のタンクの変更検査なり変更申請なり許可申請なりの部分であつて、それ以外は変更はしておりません。以上です。

○議長（森繁男）よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第21号については、会議規則第36条第3項の規定によ

り、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、議案第21号については、委員会付託を省略することに決しました。

これより議案第21号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第21号岩沼市手数料条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第15 議案第23号 平成29年度岩沼市一般会計補正予算（第6号）について

議案第24号 平成29年度岩沼市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第25号 平成29年度岩沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

議案第26号 平成29年度岩沼市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について

議案第27号 平成29年度岩沼市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

議案第28号 平成29年度岩沼市矢野目西地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第29号 平成29年度岩沼市水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（森繁男）日程第15、議案第23号から議案第29号までの7件を一括して議題といたします。

議案の補足説明を求めます。大友彰総務部長、登壇の上、説明願います。

〔大友彰総務部長登壇〕

○総務部長（大友彰）議案第23号平成29年度岩沼市一般会計補正予算（第6号）について補足説明を申し上げます。

4ページをお開き願います。

第2表繰越明許費の主なものについて御説明を申し上げます。

まず、2款1項総務管理費のうち、災害情報伝達・収集体制整備事業につきましては、災害時における情報収集等のために、千年希望の丘相野釜公園内に設置する沿岸監視カメラについて、情報を受信するために市役所屋上に設置する無線設備の配線確認等の調整に不測の日数を要していることによるものでございます。

8款4項都市計画費、朝日竹の里線道路改良工事につきましては、都市計画道路朝日竹の里線の整備に当たり、地権者との用地交渉、移転補償協議及び移転補償契約に不測の日数を要していることによるものでございます。

5ページをごらん願います。

第3表債務負担行為補正の変更は、震災記録誌作成業務委託について限度額を増額するものでございます。

6ページをお開き願います。

第4表地方債補正は、いずれも本年度事業費の精査に伴う変更で、それぞれ起債限度額を補正するものでございます。

10ページをお開き願います。

事項別明細書の歳入の主なものについて御説明を申し上げます。

10款1項地方交付税は、震災復興特別交付税において、震災復興関連事業の事業費の精査に伴う交付額の増額を見込み、2億8,019万3,000円を増額するものでございます。

14款1項国庫負担金は、各補助対象事業の本年度実績に基づく事業費の精査に伴う交付額の減額を見込み、406万6,000円を減額するものでございます。

14款2項国庫補助金は、13ページにかけての記載となりますが、各補助対象事業の本年度実績に基づく事業費の精査に伴う交付額の減額を見込む一方で、第20回復興交付金交付申請に伴う復興交付金を新たに追加し、また、放課後子ども教室推進事業に対する国庫委託金が国庫補助金に組み替えられたことによる増を見込み、639万

5,000円を増額するものでございます。

16ページをお開き願います。

16款2項財産売払収入は、下野郷西原地区土地区画整理事業における換地売り払い実績及び保留地販売実績に基づき、1億4,670万5,000円を増額するものでございます。

18款2項基金繰入金は、震災復興基金及び東日本大震災復興交付金基金の繰り入れ対象となる各種震災復興関連事業の本年度実績に基づく事業費の精査に伴い、繰入額の減額を見込み3億6,054万9,000円を減額するものでございます。

20款3項貸付金元利収入は、土地開発公社事業資金貸付金の元金収入などを計上し、5億2,879万1,000円を増額するものでございます。

18ページをお開き願います。

20款5項雑入は、交付決定に基づく財団法人宮城県市町村振興協会市町村交付金及び28年度における事業費の精算に伴う宮城県後期高齢者医療広域連合負担金の返還金などを計上し、1,214万5,000万円を増額するものでございます。

21款1項市債は、新火葬場建設事業など起債対象事業の本年度実績に基づく事業費の精査に伴い、2,860万円を減額するものでございます。

20ページをお開き願います。

次に、事項別明細書の歳出の主なものについて御説明を申し上げます。

2款1項総務管理費は、土地開発公社事業資金貸付金元利収入の積立金、第20回復興交付金交付申請に係る復興交付金基金積立金などを計上するほか、岩沼市公共施設等総合管理計画に基づく将来の公共施設長寿命化対策の財源として、施設保全整備基金への元金積み増しを行うなど、8億2,785万2,000円を増額するものでございます。

22ページをお開き願います。

3款1項社会福祉費は、28年度事業費に係る臨時福祉給付金事務費補助金の精算返還金及び対象者の増に伴う更生医療給付費を追加いたしました。国民健康保険事業特別会計に対する保険基盤安定繰出金及び財政安定化支援事業繰出金が減額となったことなどから、206万7,000円を減額するものでございます。

4款1項保健衛生費は、25ページにかけての記載となりますが、水道事業における過年度分の災害復旧費確定に伴う水道事業会計繰出金を追加する一方で、新火葬場建設事業の本年度実績に基づく事業費の精査に伴い、1,019万7,000円を減額するものでございます。

6款1項農業費は、ほ場整備事業に係る負担金の確定による増により、6,343万3,000円を増額するものでございます。

8款2項道路橋りょう費は、市道沿線盛土等事業の本年度実績に基づく事業費の精査に伴い、1,900万円を減額するものでございます。

8款4項都市計画費は、27ページにかけての記載となりますが、朝日竹の里線道路改良事業において、用地買収面積が増加したことから用地取得費を増額いたしました。公共下水道事業特別会計において、国の補正予算による防災安全社会資本整備交付金が増額となったことで、一般会計からの繰出金が減額となり、2億7,718万円を減額するものでございます。

8款5項住宅費は、民間住宅等耐震対策事業の本年度実績に基づく事業費の精査に伴い、317万円を減額するものでございます。

10款4項社会教育費は、文化財発掘調査事業の本年度実績に基づく事業費の精査に伴い、1,337万円を減額するものでございます。

28ページをお開き願います。

11款1項公共土木災害復旧費は、既設6橋の災害復旧工事に係る物件移転補償金について、本年度実績に基づく事業費の精査に伴い、648万円を減額するものでございます。

30ページをお開き願います。30ページは給与費明細書でございます。

31ページをお開き願います。

31ページは債務負担行為で、翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。

32ページをごらん願います。

32ページは、地方債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

以上、補足説明を申し上げました。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森繁男）これより議案第23号から議案第29号までの7件について一括して質疑を行います。9番須藤功議員。

○9番（須藤功）17ページ、財政調整基金についてお伺いします。

昨年の9月議会で、たしか60億近くの財調があったはずなんですけれども、今回これで33億減額しているんですが、これ残りは今幾らになっているのか、予想の見込みとちょっとどのぐらい違ったのか……（「3億」の声あり）あつ3億、3億ですね、どのぐらい財調の残りがいいのか聞きたい。

○議長（森繁男）執行部の答弁を求めます。大友彰総務部長。

○総務部長（大友彰）はい、今回の第6号補正で、財政調整基金からの繰入額を3億3,206万4,000円減額いたしましたことから、財政調整基金の見込みにつきましては、現在の残額が54億690万8,000円と見込んでおります。

○議長（森繁男）よろしいですか。須藤功議員。

○9番（須藤功）何か、当初もつと国に返さなくていけないからと言われた気がするんですけども、それは見込みは違ってたんでしょうか。

○議長（森繁男）大友総務部長。

○総務部長（大友彰）ただいま申し上げました約54億円のうち、震災関連ということで積算しております金額が約27億円ございまして、通常分として積算しております金額につきましては約25億円程度というふうに見込んでおります。この27億円のうち、震災関連の事業に使わなければならないもの、また国のほうにお返しするものというものが含まれております。

○議長（森繁男）須藤功議員。

○9番（須藤功）それでは、国に返すというまだ見込みということなんですけれども、その見込みであれば実際残りは、予想される残額というのは幾らになる予定なんですか。それが今27億ということ。（「25億と言った」の声あり）それが25億ということですか。はい、わかりました。

○議長（森繁男）よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑はございませんか。16番沼田健一議員。

○16番（沼田健一）はい、26ページ、文化財保護事業費の文化財発掘事業費、なぜこのように減額になったのか。多分、南長谷の部分だと思うんですけども、あそこ早く明らかにしてほしいと思うんですが、その点について説明をお願いします。

○議長（森繁男）高橋弘昭教育次長。

○教育次長兼教育総務課長事務取扱（高橋弘昭）文化財発掘調査事業の減額の部分につきましては、北部・西部のほ場整備に伴う県委託発掘調査事業の精算による減額補正ということでございます。原遺跡につきましては、今も調べて、調査まとめているところでございます。

○議長（森繁男）沼田健一議員。

○16番（沼田健一）はい。この余った分をそちらのほうに回すというわけにはいかないですか。

○議長（森繁男）高橋教育次長。

○教育次長兼教育総務課長事務取扱（高橋弘昭）はい。これは県の委託事業で、目的を持って事業を進めているものですから、残念ながらできません。

○議長（森繁男）よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第23号から議案第29号までの7件については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よつて、議案第23号から議案第29号までの7件については、委員会付託を省略することに決しました。

これより議案第23号から議案第29号までの7件について、1件ずつ討論、採決を行います。

初めに、議案第23号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第23号平成29年度岩沼市一般会計補正予算（第6号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よつて、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第24号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第24号平成29年度岩沼市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よつて、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第25号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第25号平成29年度岩沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よつて、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第26号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第26号平成29年度岩沼市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よつて、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第27号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第27号平成29年度岩沼市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よつて、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第28号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第28号平成29年度岩沼市矢野目西地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第29号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）討論がないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第29号平成29年度岩沼市水道事業会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第16 議案第3号 財産の交換、譲渡等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第4号 岩沼市道路占用料条例の一部を改正する条例について

議案第5号 岩沼市都市公園条例の一部を改正する条例について

議案第6号 岩沼市公共物管理条例の一部を改正する条例について

議案第8号 岩沼市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第12号 岩沼市介護福祉条例の一部を改正する条例について

議案第30号 平成30年度岩沼市一般会計予算について

議案第31号 平成30年度岩沼市国民健康保険事業特別会計予算について

議案第32号 平成30年度岩沼市後期高齢者医療特別会計予算について

議案第33号 平成30年度岩沼市介護保険事業特別会計予算について

議案第34号 平成30年度岩沼市公共下水道事業特別会計予算について

議案第35号 平成30年度岩沼市農業集落排水事業特別会計予算について

議案第36号 平成30年度岩沼市矢野目西地区土地区画整理事業特別会計予算について

議案第37号 平成30年度岩沼市特定公共下水道事業会計予算について

議案第38号 平成30年度岩沼市水道事業会計予算について

○議長（森繁男）日程第16、議案第3号から議案第6号まで、議案第8号、議案第12号及び議案第30号から議案第38号までの15件を一括して議題といたします。

初めに、条例関係議案の補足説明を求め、続いて予算関係議案の補足説明を求めるとし、その後一括して質疑を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認め、そのように進めることに決しました。

初めに、条例関係議案、議案第8号及び議案第12号の2件について補足説明を求めます。高橋広昭健康福祉部長、登壇の上、説明願います。

〔高橋広昭健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（高橋広昭）議案第8号岩沼市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議案第12号岩沼市介護福祉条例の一部を改正する条例について一括して補足説明を申し上げます。

初めに、議案第8号岩沼市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本改正案につきましては、国保財政の県単位化により、宮城県が算出する30年度の国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の本算定において、本市におきましては被保険者全体として負担が減少する結果が示されましたことから、それを参考に保険税率の改正を行うため、岩沼市国民健康保険税条例の一部を改正するものでござ

います。

今回の税率改正の考え方につきましては、将来的な保険料水準の県内統一を見据え、算定方式をこれまでの4方式から資産割を廃止し、所得割、均等割、平等割の3方式とし、保険税率を財政調整基金の活用により示された標準保険料率からさらに5%程度引き下げ、被保険者の負担軽減を図るものでございます。

お手元の議案第8号資料をごらん願います。

今回の改正の要点を一覧にしたものでございます。内容といたしましては、繰り返しになりますが、資産割額の廃止、保険税率につきましては、医療分の所得割率を6.31%、均等割額を2万5,100円、平等割額を1万7,600円に、後期高齢者支援金分の所得割率を2.44%、均等割額を9,700円、平等割額を6,800円に、介護納付金分の所得割率を1.94%、均等割額を9,900円、平等割額を5,000円に改正するものでございます。

この改正に伴いまして、75歳以上の方が後期高齢者医療制度に移行したことにより、国保の被保険者が1人となった特定世帯及び特定世帯となってから5年経過しても国民健康保険と後期高齢者医療制度に分かれた状態が解消されない特定継続世帯に係る医療分、後期高齢者支援金分の平等割額についても、それぞれ法定の軽減割合に応じた改正を行うほか、低所得世帯等に係る法定の保険料軽減につきましても、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の均等割額及び平等割額並びにそれぞれの特定世帯及び特定継続世帯の平等割額についても、7割、5割、2割の軽減額を改正するものでございます。

なお、1人当たりの調定額につきましては、現行税率では12万1,799円、改正税率では10万2,905円となり、額にして1万8,894円、率にして15.51%の減、1世帯当たりの調定額では額にして2万8,709円、率にして15.38%の減となる見込みでございます。

以上、議案第8号岩沼市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の補足説明を申し上げます。

続きまして、議案第12号岩沼市介護福祉条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

本改正案につきましては、第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に伴い、第7期の計画期間である30年度から32年度までの保険料に改定するため、岩沼市介護福祉条例の一部を改正するものでございます。

お手元の議案第12号資料をごらん願います。

第17条は、第7期の介護保険料の利率を定めるもので、保険給付費及び地域支援事業費の合計見込み額をもとに算定しておりますが、算定に当たりましては、介護報酬の増額改定や最大限の財政調整基金からの繰り入れなどを見込み、財政運営の安定化と現行サービス水準の維持に向けて基準月額を5,998円と設定いたしました。

さらに、所得水準に応じたきめ細やかな保険料を設定するため、現行の9段階から10段階に細分化するとともに、7段階以降の対象者の所得条件の見直しを行い、年間保険料を表のとおり設定するものでございます。

また、低所得者に対する保険料の軽減強化としての第1段階の調整率の軽減について、第7期においても継続するものでございます。

以上、議案第12号岩沼市介護福祉条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森繁男） 続いて、予算関係議案の補足説明を求めます。初めに、議案第30号についての補足説明を求めます。大友彰総務部長、登壇の上、説明願います。

[大友彰総務部長登壇]

○総務部長（大友彰） 議案第30号平成30年度岩沼市一般会計予算について補足説明を申し上げます。

右上に議案第30号資料と記載している2枚つづりの平成30年度岩沼市一般会計予算の前年度比較表により、主なものについて御説明を申し上げます。

初めに、歳入について御説明を申し上げます。

資料の1ページ目をごらんください。この表は、平成30年度一般会計予算の歳入を自主財源と依存財源に分類し、29年度予算と比較したものでございます。

まず、自主財源のうち、市税につきましては、3年に1度の評価替えで地価の上昇傾向を反映するなど固定資産税で増額が見込めるものの、法人市民税及び市たばこ税の減収を見込み、市税総額では前年度比で0.2%減の64億2,465万円を計上いたしました。

次に、分担金及び負担金につきましては、30年度から認定こども園に移行する私立保育園があることから、保育料について減額を見込み、前年度比7.1%減の1億9,172万1,000円を計上いたしました。

次に、使用料及び手数料につきましては、30年度から供用開始となる新火葬場の使用料の増額などを見込み、前年度比8.7%増の2億3,977万6,000円を計上いたしました。

2行飛びまして、次に、繰入金につきましては、(仮称)地域社会活動・地域コミュニティ形成支援施設整備などの各種建設工事等に対し繰入金の計上を行いました。震災復興事業の進捗により復興交付金基金繰入金が大幅に減額となることから、前年度比9.7%減の39億877万5,000円を計上いたしました。

次に、諸収入につきましては、陸上競技場改修に対するスポーツ振興くじ助成金を新たに計上したことから、前年度比47.3%増の3億7,001万1,000円を計上いたしました。

次に、依存財源について御説明を申し上げます。

9行目の地方交付税ですが、普通交付税につきましては、互理名取共立衛生処理組合の起債償還額が大幅に減額となることや地方消費税交付金の増額などを考慮し、前年度比5,000万円減額、通常分の特別交付税につきましては前年度と同額、また震災復興特別交付税につきましては、震災復興事業の進捗により前年度比4億5,338万9,000円の減額をそれぞれ見込み、総額では前年度比17.5%減の23億7,745万円を計上いたしました。

1行飛びまして、国庫支出金につきましては、社会福祉事業に係る国庫負担金及び道路橋りょう整備に対する社会資本整備総合交付金の増額などから、前年度比12.4%増の22億8,527万1,000円を計上いたしました。

次に、県支出金につきましては、西部地区における地域集積協力金に係る地域農業復興交付金の増額などを見込み、前年度比0.5%増の10億9,583万5,000円を見込みました。

歳入の最後の項目となりますが、市債につきましては、新火葬場建設事業債が大幅に減額となりましたが、東部地区子育て支援拠点施設や(仮称)地域社会活動・地域コミュニティ形成支援施設の建設などの各種建設事業に係る市債及び道路橋りょう整備に係る社会資本整備事業債などを計上し、前年度比1.3%増の16億1,650万円を計上いたしました。

続きまして、歳出について御説明を申し上げます。

資料の2ページ目をごらんいただきます。この表は、平成30年度岩沼市一般会計予算の歳出を目的別に分類し、29年度当初予算と比較したものでございます。

2行目となりますが、総務費は、新運行体系による市民バス及びデマンドタクシーの運行管理経費、(仮称)地域社会活動・地域コミュニティ形成支援施設の建設及び(仮称)西部地区防災コミュニティセンターの用地取得の経費などを計上したことから、前年度比31.7%増の34億532万1,000円を計上いたしました。

次に、民生費は、(仮称)ひまわりホームサテライトショップの建設工事費及び西保育所の外壁改修費などを計上するほか、東部地区子育て支援拠点施設の建設費を計上したことにより、前年度比10.5%増の66億2,198万3,000円を計上いたしました。

次に、衛生費は、特定不妊治療費、産婦健診費の助成及び産後ケア事業などの経費を計上しましたが、新火葬場建設費の大幅な減などにより、前年度比43.9%減の12億9,750万8,000円を計上いたしました。

1行飛びまして、農林水産業費は、ほ場整備事業費負担金及び農地中間管理機構関連事業に係る農地集積協力金などを計上したことから、前年度比11.2%増の9億445万円を計上いたしました。

次に、商工費は、企業立地奨励金やインバウンド対策経費を盛り込んだ観光振興事業費などを計上しましたが、西原地区における産業用地整備事業が完了することに伴い、前年度比3.8%減の2億4,346万9,000円を計上いたしました。

次に、土木費は、市民の安全・安心につなげる経費として、道路の維持改良事業費及び浸水対策事業費などを計上しており、矢野目西土地区画整理事業に対する繰出金が大きく増額となりましたが、公共下水道事業における排水機場整備に対する繰出金の大幅な減などにより、前年度比27.7%減の34億6,260万9,000円を計上いたしました。

次に、消防費は、玉浦分団第4部の積載車を整備するなど、地域消防力の強化促進を図る経費のほか、消火・救急に係る人材育成に要する経費を計上しましたが、消防情報支援システム更新経費の減などにより、前年度比

3.4%減の4億3,794万円を計上いたしました。

次に、教育費は、小中学校施設改修経費、学力向上推進事業及び放課後子ども教室推進事業経費のほか、スポーツ振興くじ助成金を活用した陸上競技場の改修経費などを計上し、前年度比26.4%増の18億3,752万円を計上いたしました。

以上の予算編成により、平成30年度一般会計は、歳入歳出とも前年度比2.0%減の197億4,000万円を計上いたしました。

次に、資料の3ページ目をごらんいただきます。

この表は、平成30年度岩沼市一般会計予算の歳出予算額を性質別に分類し、29年度当初予算と比較したものでございます。

初めに、義務的経費のうち人件費は、前年度並みの30億5,885万2,000円を計上いたしました。

次に、扶助費は、障害者福祉サービス事業及び生活保護などの社会福祉関連事業並びに各種医療費助成事業に要する経費を計上し、前年度比1.3%増の35億9,739万円を計上いたしました。

次に、公債費は、消防庁舎建設に係る借入金の償還額が大幅に減となったことなどから、前年度比16.2%減の9億9,266万4,000円を計上し、義務的経費全体といたしましては、前年度比で1.9%の減となっております。

次に、物件費は、市民バスの運行経費、震災復興記録誌の作成経費及び産婦健診などに係る各種委託料などを計上しておりますが、小学校における給食調理業務委託料及び供用開始に係る新火葬場運営費を新たに計上したことなどから、前年度比3.5%増の28億3,129万6,000円を計上いたしました。

次に、1つ飛びまして補助費等は、亘理名取共立衛生処理組合に対するごみ及びし尿処理負担金などの各種負担金のほか、予防接種費用助成金及び企業立地促進奨励金などを計上しておりますが、認定こども園施設整備に対する補助金及び震災派遣職員に係る負担金が減額となったことなどから、前年度比1.8%減の17億4,961万円を計上いたしました。

投資的経費につきましては、公共土木施設災害復旧事業費などの災害復旧費を含め、全体で前年度比22.9%の増となっております。投資的経費における普通建設事業費のうち、補助事業費では玉浦コミュニティセンター建設事業、千年希望の丘築造経費などが減額となりましたが、東部地区子育て支援拠点施設の本格的な建設工事費や県事業のおくれにより進捗していなかった市道沿線盛土等事業が増額となったことなどから、前年度比78.7%増の14億9,368万8,000円を計上いたしました。

また、単独事業費では、(仮称)地域社会活動・地域コミュニティ形成支援施設の建設工事費、西保育所やハナトピア岩沼に係る修繕経費、岩沼小学校の給水管更生工事費といった施設設備の長寿命化対策経費に加えて、陸上競技場の改修工事費などを計上しましたが、新火葬場建設工事費が大幅な減額となったことなどから、前年度比15.7%減の14億6,208万9,000円を計上いたしました。

県事業負担金につきましては、ほ場整備事業費負担金及び県道岩沼停車場線道路改良事業負担金が増額となり、前年度比12.5%増の3億623万9,000円を計上いたしました。

災害復旧費につきましては、県事業のおくれにより進捗していなかった橋りょうの災害復旧費に加え、昨年台風21号により被災したグリーンピア岩沼内道路のり面の災害復旧費を計上したことから、前年度比421.8%増の3億439万7,000円となりました。

最後になりますが、下から3段目、繰出金につきましては、各特別会計に対する繰出金を計上しておりますが、矢野目西土地区画整理事業に対する繰出金が大きく増額となる一方で、公共下水道事業における排水機場整備に対する繰出金がそれ以上に減額となり、前年度比35.4%減の28億238万6,000円を計上いたしました。

以上、30年度一般会計当初予算の歳入歳出の概要につきまして御説明を申し上げます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(森繁男) ここで休憩をいたします。

再開は11時15分といたします。

午前11時06分休憩



午前11時15分再開

○議長（森繁男）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、議案第31号から議案第33号までの3件について補足説明を求めます。高橋広昭健康福祉部長、登壇の上、説明願います。

〔高橋広昭健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（高橋広昭）議案第31号、議案第32号、議案第33号について、一括して補足説明を申し上げます。

議案第30号から第36号、岩沼市一般会計特別会計予算の8ページをお開き願います。こちらになります。

最初に、議案第31号平成30年度岩沼市国民健康保険事業特別会計予算について補足説明を申し上げます。

国民健康保険事業特別会計につきましては、国保財政運営の県単位化に伴い、款項の区分などの予算科目を大きく再編しており、県に納付する国保事業費納付金に必要な税率の設定、基金からの繰入金などにより、30年度収支の均衡を図ることとしております。

なお、予算科目の再編により、前年度予算額と比較できない部分がありますことから、予算額のみでの説明になる場合がございますので、御了承願います。

歳入歳出予算の総額は、前年度比11.96%減の42億1,279万4,000円を計上いたすものであります。

それでは、歳入予算から主なものについて御説明を申し上げます。

9ページをお開き願います。

1款国民健康保険税は、税率の改正により全体として前年度比12.33%の減、7億2,849万6,000円を計上いたしております。

3款国庫支出金は、県単位化により国庫補助金として災害臨時特例補助金を見込み、200万円を計上いたしております。

4款県支出金は、新たに県補助金として保険給付費等の支払いに要する経費として、県から交付される保険給付費等交付金などを見込み、30億6,233万6,000円を計上いたしております。

6款繰入金は、税率の改正により一般会計からの繰入金の減、財源調整基金からの繰入金の減などを見込み、全体として前年度比39.27%減の4億621万3,000円を計上いたしております。

8款諸収入は、特定健康診査に係る徴収金などを見込み、前年度比0.06%減の1,315万2,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算について御説明申し上げます。

10ページをごらん願います。

1款総務費は、国保事業全般にわたる事務経費及び国保税賦課徴収費などが主なもので、前年度比4.10%増の3,445万6,000円を計上いたしております。

2款保険給付費は、被保険者数の減少などにより医療費は減少傾向にあり、前年度比1.40%減の29億8,409万9,000円を計上いたしております。

3款国民健康保険事業費納付金は、県単位化により新たに設けられた科目で、県からの提示額11億1,414万1,000円を計上いたしております。

5款保健事業費は、特定健康診査及び特定保健指導並びに被保険者の健康づくり事業などを実施するための経費として、前年度比10.90%増の6,178万9,000円を計上いたしております。

以上、30年度国民健康保険事業特別会計予算について補足説明を申し上げます。

続きまして、議案第32号平成30年度岩沼市後期高齢者医療特別会計予算について補足説明を申し上げます。

11ページをお開き願います。

後期高齢者医療につきましては、運営主体である宮城県後期高齢者医療広域連合が保険料の決定や医療費の給付などに関する事務を、市では窓口における届け出及び申請の受け付け並びに保険料の徴収などの事務を行っております。市が行う事務に係る30年度の予算につきましては、歳入歳出全体で前年度比1.71%減の4億4,067万1,000円を計上いたすものであります。

それでは、歳入予算から主なものについて御説明申し上げます。

12ページをお開き願います。

1 款後期高齢者医療保険料につきましては、保険料の引き下げが行われますことから、前年度比3.60%減の3億4,530万4,000円を計上いたしております。

3 款国庫支出金につきましては、新たに設けた科目で、制度改正に伴うシステム改修に係る国庫補助金として315万3,000円を計上いたしております。

4 款繰入金につきましては、事務費分と低所得者などの保険料軽減に係る保険基盤安定負担分を一般会計より繰り入れするもので、前年度比2.51%増の8,457万5,000円を計上いたしております。

6 款諸収入につきましては、宮城県後期高齢者医療広域連合から委託を受けて実施する後期高齢者の健康診査受託事業収入などが主なもので、前年度比0.24%増の760万8,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算について御説明申し上げます。

13ページをごらん願います。

1 款総務費につきましては、後期高齢者医療に係る事務的経費、健康診査及び保険料の賦課徴収に要する経費として、前年度比17.48%増の1,817万6,000円を計上いたしております。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料の徴収金などを広域連合に納付するもので、前年度比2.41%減の4億2,049万4,000円を計上いたしております。

以上、30年度後期高齢者医療特別会計予算について補足説明を申し上げます。

続きまして、議案第33号平成30年度岩沼市介護保険事業特別会計予算について補足説明を申し上げます。

予算書の14ページをお開き願います。

介護保険事業特別会計につきましては、平成30年度から32年度までの第7期介護保険事業計画の初年度として、介護報酬の改定や要介護認定者等の増に伴う各種介護サービス給付費及び地域包括ケアシステムのさらなる深化と充実を図るための地域支援事業費の増などを見込み、歳入歳出全体で前年度比4.02%増の33億3,171万5,000円を計上いたすものであります。

それでは、歳入予算から主なものについて御説明申し上げます。

15ページをお開き願います。

1 款介護保険料は、第7期計画の期間中における65歳以上の第1号被保険者の保険料の基準額5,998円をもとに算出して、前年度比18.63%増の7億9,963万4,000円を計上いたしております。

3 款国庫支出金は、歳出の保険給付費及び地域支援事業費に係る国庫負担金及び国庫補助金として、合わせて前年度比4.50%増の7億3,102万6,000円を計上いたしております。

4 款支払基金交付金は、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料分が、保険給付費及び地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業費に係る交付金として、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、前年度比1.00%増の8億5,396万3,000円を計上いたしております。

5 款県支出金は、保険給付費及び地域支援事業に係る県負担金及び県補助金として、合わせて前年度比4.42%増の4億6,329万1,000円を計上いたしております。

7 款繰入金は、介護給付費及び地域支援事業費に係る法定繰入分と地域支援事業費及び事務費に係る単独繰入分を一般会計から繰り入れするほか、財源不足を補填するため財政調整基金から繰り入れを行い、全体として前年度比10.43%減の4億8,358万1,000円を計上いたしております。

次に、歳出について御説明申し上げます。

16ページをごらん願います。

1 款総務費は、要介護認定賦課徴収及び保険給付等の事務に要する経費として、26.88%減の5,593万3,000円を計上いたしております。

2 款保険給付費は、居宅介護や施設介護、高額介護、地域密着型介護などの各種介護サービスなどに要する経費で、全体として前年度比3.35%増の30億5,226万3,000円を計上いたしております。

3 款地域支援事業費は、介護予防・日常生活支援総合事業及び地域包括支援センターの運営などに係る包括的支援事業の経費で、介護予防・日常生活支援総合事業の利用者の増加により、前年度比29.45%増の2億2,028万

9,000円を計上いたしております。

以上、30年度介護保険事業特別会計予算について補足説明を申し上げます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森繁男）続いて、議案第34号から議案第37号までの4件について補足説明を求めます。高橋伸明建設部長、登壇の上、説明願います。

〔高橋伸明建設部長登壇〕

○建設部長（高橋伸明）それでは、議案第34号から議案第37号までについて一括して補足説明を申し上げます。

初めに、議案第34号平成30年度岩沼市公共下水道事業特別会計予算について補足説明申し上げます。

予算書の18ページ、19ページをお開き願います。

平成30年度の歳入歳出予算におきましては、前年度比47.74%減の23億1,973万8,000円の予算規模とするものです。

歳入から御説明を申し上げます。

1 款の分担金及び負担金でございますが、下水道の受益者負担金及び新拓排水ポンプ場の維持管理費の一部として、仙台国際空港株式会社からの分担金で、前年度比43.98%増の184万3,000円を計上するものでございます。

2 款の使用料及び手数料でございますが、1 項使用料につきましては、下水道使用料金として1立方メートル当たり175円とし、平成30年度の年間有収水量を419万立方メートルと見込み、前年度比0.33%増の7億1,414万6,000円を計上するものです。

3 款国庫支出金1 項の国庫補助金でございますが、二野倉3号雨水幹線ほか整備に伴う国庫補助金として1億7,050万円を計上するものです。

4 款繰入金でございますが、復興交付金事業費を含む公共下水道事業を推進するための一般会計からの繰入金として、前年度比66.84%減の11億2,185万7,000円を計上するものです。

7 款市債でございますが、雨水幹線の建設事業、県の流域下水道事業整備負担金などに充当するため、前年度比40.24%増の3億1,050万円を計上するものです。

次に、歳出について御説明申し上げます。

予算書の19ページをごらん願います。

1 款総務費は、整備しております下水道施設の維持管理等に要する経費であります。主なものといたしましては、県南浄化センターの汚水処理負担金で、前年度比7%減の5億1,193万円を計上するものです。

2 款1 項公共下水道事業でございますが、主な事業といたしましては、復興交付金事業の二野倉第2排水ポンプ場及び排水路の整備、二野倉3号幹線、矢野目5号汚水幹線整備、中央四丁目地区ほかの枝線の整備を予定しており、前年度比65.19%減の10億8,478万6,000円を計上するものです。

2 款2 項流域下水道事業費でございますが、県南浄化センターの施設整備負担金としまして、前年度比29.56%増の2,421万8,000円を計上するものです。

次に、3 款公債費でございますが、市債の元利償還金としまして、前年度比7.28%減の6億9,830万4,000円を計上するものです。

予算書の20ページをお開き願います。

第2表は、排水設備設置に伴う融資あっせん利子補給金などについて債務負担行為を設定するものです。

21ページになりますが、第3表は地方債の限度額及び利率を定めるものです。なお、市債の平成30年度末残高につきましては、47億2,159万3,000円になる見込みです。

以上、平成30年度岩沼市公共下水道事業特別会計予算について補足説明を申し上げます。

続きまして、議案第35号平成30年度岩沼市農業集落排水事業特別会計予算について補足説明を申し上げます。

予算書の23ページ、24ページをお開き願います。

歳入歳出予算全体で、前年度比1.02%減の9,300万9,000円の予算規模とするものです。

歳入から御説明を申し上げます。

2 款1 項の使用料につきましては、長岡地区の使用料として前年度比1.23%増の1,015万7,000円を見込んでお

ります。

3款繰入金でございますが、一般会計からの繰入金としまして前年度比0.29%減の8,220万8,000円を計上するものです。

次に、歳出について御説明申し上げます。

1款総務費は、長岡地区排水処理施設の運転管理などに要する経費でございます。前年度比5.58%減の2,300万4,000円を計上するものです。

次に、2款公債費は、市債の元利償還金として前年度比0.58%増の6,950万5,000円を計上するものです。なお、市債の平成30年度末残高につきましては6億3,071万2,000円になる見込みです。

以上、平成30年度岩沼市農業集落排水事業特別会計予算について補足説明を申し上げます。

続きまして、議案第36号平成30年度岩沼市矢野目西地区土地区画整理事業特別会計予算について補足説明を申し上げます。

予算書の27ページ、28ページをお開き願います。

平成30年度の歳入歳出の予算の総額は、23億6,646万8,000円の予算規模とするものです。

歳入から御説明を申し上げます。

1款国庫支出金は、社会資本総合整備交付金で1億3,150万円を計上するものです。

2款繰入金は、一般会計からの繰入金として7億6,095万2,000円を計上するものです。

3款諸収入は、雑入として本事業に従事する職員の雇用保険料個人負担金1万6,000円を計上するものです。

4款の市債につきましては、予算書29ページの第2表をごらんください。

矢野目西地区土地区画整理事業に充てる地方債として13億5,570万、地区外事業に充てる地方債として1億1,830万円、合わせまして14億7,400万円を計上するものです。

次に、歳出について御説明申し上げます。

予算書の28ページにお戻り願います。

1款土地区画整理事業費は、平成32年度までの債務負担行為の議決をいただいております設計管理業務に伴う委託料や、造成工事及び公共施設整備工事に係る工事請負費として20億4,387万円を計上するものです。

2款土地区画整理外事業費は、県道仙台空港線から当該土地区画整理地に乗り入れるための交差点新設工事に要する費用として3億2,119万8,000円を計上するものです。

3款公債費は、平成29年度借入債の利子償還として90万円を計上するものです。

4款予備費については、50万円を計上するものです。

以上、平成30年度岩沼市矢野目西地区土地区画整理事業特別会計予算について補足説明を申し上げます。

続きまして、議案第37号平成30年度岩沼市特定公共下水道事業会計予算について補足説明を申し上げます。

別冊の議案第37号岩沼市特定公共下水道事業会計予算書をごらんください。

1ページをお開き願います。

第2条業務の予定量につきましては、(1)の年間排水量は、前年度同様の6,840万立方メートルを予定するものです。

また、(2)の主要な建設改良事業としまして、下水道施設の老朽化に伴う長寿命化工事として5億9,668万円を計上するものです。

第3条収益的収入及び支出につきましては、下水道事業収益としまして2億2,184万3,000円計上しており、下水道事業費用としましては1億6,710万6,000円をそれぞれ計上しております。

詳細につきましては22ページをごらんください。

収入につきましては、営業収益の下水道使用料の1億5,882万4,000円と、営業外収益として預金利子等の6,301万9,000円を計上するものでございます。

支出につきましては、23ページ、24ページをごらんいただきたいと思います。

営業費用の排水管理費につきましては、主に二野倉排水管理所の施設管理委託料として1億379万3,000円を、総係費につきましては職員の人件費に要する経費として1,198万5,000円を計上するものでございます。

済みませんが、戻っていただきまして1ページをお開き願います。

第4条資本的収入及び支出の資本的支出につきましては、第2条(2)で御説明申し上げましたとおりでございますが、その財源としましては、企業債、補助金及び負担金等の2億1,160万円を充てるものです。

また、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億9,719万8,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額388万円、過年度分損益勘定留保資金3億9,331万8,000円で補填するものです。

次に、2ページをお開き願います。

第5条債務負担行為につきましては、特定公共下水道放流渠改築工事の期間と限度額を定めるものです。

第6条企業債は、目的、限度額、起債方法等を定めるものです。

第7条及び第8条は、支出予算の流用の制限を定めるものです。

第9条他会計からの補助金は、下水道長寿命化工事のため一般会計へ補助を受ける金額を定めるものです。

以上、平成30年度岩沼市特定公共下水道事業会計予算について補足説明を申し上げました。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森繁男）続きまして、議案第38号について補足説明を求めます。森康雄水道事業所長、登壇の上、説明願います。

〔森康雄水道事業所長登壇〕

○水道事業所長（森康雄）議案第38号平成30年度岩沼市水道事業会計予算について補足説明を申し上げます。

水道事業会計予算書の1ページをお開き願います。

初めに、第2条業務の予定量につきましては、(1)給水戸数1万7,000戸、(2)年間総給水量520万立方メートルと見込んでおり、(4)主要な建設改良事業に、吹上中央線配水管改良工事外として5億4万4,000円を予定しております。

第3条の収益的収入及び支出につきましては、収入の部、第1款水道事業収益を前年度比7.76%減の13億6,287万3,000円と計上しており、第1項営業収益は、水道料金などの収益を12億8,091万7,000円と見込み、水道事業収益の約94%を計上しております。

第2項営業外収益は、水道加入金などの収益を8,195万3,000円と見込んでおります。

次に、支出の部、第1款水道事業費用は、前年度比3.73%減の12億9,773万6,000円を計上しており、第1項営業費用は、取水及び浄配水費として浄水場の運転管理費用や、広域水道からの受水費用及び水道施設などの有形固定資産減価償却費などの費用を12億5,118万円と見込み、水道事業費用の約96%を計上しております。

第2項営業外費用は、企業債利息などの費用を4,533万9,000円と計上しております。

第4条資本的収入及び支出につきましては、収入の部、第1款資本的収入を前年度比49.02%減の2億9,970万4,000円を計上しており、第1項企業債は配水管などの整備、改良に係る費用の財源として2億1,700万円を計上しております。

第2項出資金は、広域化対策費用として、対象事業の企業債元金分827万3,000円を一般会計から出資いただくものです。

第3項負担金は、消火栓の新設などの費用として1,975万3,000円を一般会計から負担していただくものです。

第4項補助金は、災害復旧費用として5,467万7,000円を一般会計から補助していただくものです。

なお、第4条本文の括弧書きの部分でございますが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億8,605万4,000円につきましては、当年度分損益勘定留保資金2億212万2,000円及び建設改良積立金1億5,437万4,000円などにより補填するものです。

2ページをお開き願います。

次に、支出の部、第1款資本的支出を前年度比26.45%減の6億8,575万8,000円と計上しており、第1項建設改良費は、配水管などの整備及び改良に係る費用などとして5億4万4,000円を計上しております。

第2項企業債償還金は、企業債の元金償還に係る費用として1億8,471万4,000円を計上しております。

第5条につきましては、企業債の目的、限度額、方法などを定めるものでございます。

第6条では予算上流用できる範囲を定め、第7条では予算上の流用で議会の議決を要する範囲を定めておりま

す。

第8条では一般会計からの補助などの額を、第9条では棚卸資産の購入限度額を定めるものでございます。

以上、補足説明を申し上げます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森繁男）以上をもって、議題としております条例関係議案及び予算関係議案の補足説明が終わりました。

これより議案第3号から議案第6号まで、議案第8号、議案第12号及び議案第30号から議案第38号までの15件に対し一括して質疑を行います。

質疑は総括的な質疑をもってお願いいたします。細部にわたる質疑につきましては特別委員会を設置の上、審査する予定であります。つきましては、会派内での協議あるいは特別委員会各部会に質疑の申し出などを行っていただき審査をされるようお願いいたします。

それでは、総括質疑を行います。13番布田一民議員。

○13番（布田一民）本年度の一般会計予算であります。歳入にあつては、収益の落ち込みにより法人市民税が減額になっております。法人税が非課税となっている公益社団法人青年海外協力協会に亀塚第一住宅跡地貸し付けが決定したようでありますが、社会福祉法人ではない青年海外協力協会はどのような事業を展開していくのか期待をしているところであります。ただし、社会福祉法人に又貸しをしないようお願いをしておきたいと思っております。

そこで、いずれにしても今年度の予算であります。どのような視点で、そしてまた重点的に行ったのか、そして市長の選挙の年度、年でもありますから、確定予算なのか暫定予算なのかあわせてお伺いをいたします。

○議長（森繁男）執行部の答弁を求めます。大友彰総務部長。

○総務部長（大友彰）30年度の予算の視点でございますが、予算説明のときにも御説明をさせていただきましたが、大きくは3つの事業として計上したところでございます。

1つ目といたしましては地域で子育てできる環境づくり、2つ目といたしましては次世代を担う子どもたちの教育環境づくり、3つ目といたしましては安全・安心で快適なまちづくりと、この3つの事業に力を入れた予算編成となっております。

また、2点目の、今回の30年度予算が通常なのかという御質問でございますが、通常予算編成を行っております。

○議長（森繁男）よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑はございませんか。16番沼田健一議員。

○16番（沼田健一）今年度197億4,000万円、震災後で初めて200億円を切った一般会計であります。そういう中にありまして、震災復興予算からこの予算に関しますと、将来に結びつけて予算編成を組まなければならないと私は思っております。

先ほどの質問の中でも、財調は25億円、返した分を含めると、そうしますと、その中からいろいろな繰入金なりをして臨まなければならない。そして、少子高齢化の負担の増、今後ますます高齢化率が高くなる、または子育てに重点を置かなければならないというようなこと、また施設の長寿命化等、また新たな施設の建設、また排水ポンプ場などの施設の維持管理経費、そして災害復旧、今回は山手のほうに大分地域が指定されたようなこともあります。そういう中で将来に向けたこの予算についてどう見ておるか、ただいま3事業についてというようなことでありましたけれども、やはり今年度ばかりでなくて将来に向けて、特に2025年対応、7年後でありますけれども、それらに向けて予算も着実に決めていかなければならないというような状況の中で、どのように将来に向けて今年度の予算が結びつけられているのかお伺いします。

○議長（森繁男）市長の答弁を求めます。菊地啓夫市長。

○市長（菊地啓夫）はい。30年度予算の柱を聞かれたんだと思いますが、そしてまた将来に向けての政策をどうやっていくのかということでございますが、まず、復興を加速させるというのが第1点でございます。これは、まだ完成しておりませんので、そういった将来につなげていく意味も含めて復興を重点的に考えております。

そして子育て、もう一つは防災でございますね、安全・安心ということになるんですが、これを進める中で、長寿命化に結びつくものについては、できるだけ復興と一緒に長寿命化もやらせていただいております。

それから、安全・安心では、排水機場等々新しくなった施設がございます。それらについては、将来負担が必ず求められるという前提のもとに、これから国のほう、あるいは県としっかり協議を進めさせていただきながら、排水対策あるいは危機管理をしていきたいと、そう思っております。

あと、高齢化対策があるわけですが、2025年というのは大きな節目になるわけございまして、そこを見据えた形で高齢者対策を進めてございます。喫緊の課題として、まずは人口減少に歯どめをかけ、子育て支援ですかね、あとは教育、そういった本当の喫緊の課題として30年度の予算編成をさせていただいております。

○議長（森繁男）沼田健一議員。

○16番（沼田健一）大変着実に実行されるとは思いますが、そのためには財政が必要だと思います。それらについての財政の心配はないのかどうか、1点。

そしてまた、今まではいろいろな都市から岩沼市へ応援職員もありました。その職員は今後大分少なくなる、またはなくなるというような状況の中で、人的な要員については大丈夫かどうかもお伺いをします。

○議長（森繁男）菊地市長。

○市長（菊地啓夫）財政的なものは本当に心配しているところございまして、震災で大きく下がった税収がやっとここに来て、7年を迎えようとするところで震災前ぐらいまでやっと復旧したところでございます。しかし、これからまだまだ復興に伴う維持費等々かかりますんで、それらについては新たな税収を確保するということが望まれておりますんで、企業誘致を含めて対策を講じていく必要があるかと、そう思っております。

あとは人的な部分でございますが、これまで大勢の職員が支援をして、他市町から支援をいただきまして、ことしいっぱいぐらいかなと思ってるんですけども、さらにまだ完成をしておらずで、支援をいただける自治体にお声がけをして、また協力をいただくことにしておりますが、それらも人的な人数ですね、その人数は大幅に減ってくるわけでございますが、できるだけ事業を精査しながら業務を縮小し、職員をふやさないような対策を今考えておまして、できるだけ民間でできるものは民間にお願いしたいと、そんなことで職員の不足分をカバーしようと思っております。いずれにしても財政が主でございますので、これをしっかり確保しながら適正な職員を維持していきたいと思っております。

○議長（森繁男）よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第3号から議案第6号まで、議案第8号、議案第12号及び議案第30号から議案第38号までの15件につきましては、慎重審査の必要が認められますので、議長を除く議員全員をもって構成する条例及び予算審査特別委員会を設置し、これらの案件を付託の上、審査願うことにいたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森繁男）御異議なしと認めます。よって、議案第3号から議案第6号まで、議案第8号、議案第12号及び議案第30号から議案第38号までの15件については、条例及び予算審査特別委員会に付託することに決しました。

なお、条例及び予算審査特別委員会の構成につきましては、本日午後1時から全員協議会室において特別委員会を開催の上、決定していただきたいと思います。



○議長（森繁男）以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は3月16日金曜日午後1時30分からであります。

本日はこれをもって散会いたします。

御起立願います。—— 大変御苦勞さまでした。

午前11時57分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成30年6月29日

岩沼市議会 議長 森 繁 男

議員 国 井 宗 和

議員 布 田 一 民